

### 武蔵村山市まちづくり条例新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
○武蔵村山市まちづくり条例 平成 23 年武蔵村山市条例第 18 号	○武蔵村山市まちづくり条例 平成 23 年武蔵村山市条例第 18 号
目次 略	目次 略
第 1 条から第 51 条まで 略	第 1 条から第 51 条まで 略
（開発事業の範囲）	（開発事業の範囲）
第 52 条 略	第 52 条 略
(1) 法第 4 条第 12 項に規定する開発行為で法第 29 条第 1 項の許可を受けなければならないもの	(1) 法第 4 条第 12 項に規定する開発行為で法第 29 条第 1 項の許可を受けなければならないもの
(2) 建築物の建築を目的として、500 平方メートル以上の土地を 5 区画以上に分割するもの	(2) 建築物の建築を目的として、500 平方メートル以上の土地を 5 区画以上に分割するもの
(3) 15 戸以上の集合住宅（共同住宅及び長屋をいう。以下同じ。）の建築	(3) 15 戸以上の集合住宅（共同住宅及び長屋をいう。以下同じ。）の建築
(4) 高さ（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に規定することにより算出した建築物の高さをいう。以下同じ。）が 10 メートルを超える建築物（自己の居住の用に供するものを除く。以下「中高層建築物」という。）の建築	(4) 高さ（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に規定することにより算出した建築物の高さをいう。以下同じ。）が 10 メートルを超える建築物（自己の居住の用に供するものを除く。以下「中高層建築物」という。）の建築
(5) 延べ面積（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定するところにより算出した延べ面積から自己の居住の用に供する部分の面積を除いた面積をいう。以下この条例及び第 99 条第 1 項第 2 号において同じ。）が 500 平方メートル以上の建築物の建築で事業の区域面積が 500 平方メートル以上のもの	(5) 延べ面積（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定するところにより算出した延べ面積から自己の居住の用に供する部分の面積を除いた面積をいう。以下この条例及び第 99 条第 1 項第 2 号において同じ。）が 500 平方メートル以上の建築物の建築で事業の区域面積が 500 平方メートル以上のもの
(6) ペット霊園（人に飼育された犬、猫その他の動物の死骸を火葬するための設備、当該死骸を埋葬し、若しくは当該死骸の焼骨を埋蔵するための設備又は当該死骸の焼骨を収藏するための設備を有する施設及びこれらの設備を併せ有する施設をいう。）、スポーツ・レクリエーション施設（運動場、野球場、キャンプ場その他のスポ	(6) ペット霊園（人に飼育された犬、猫その他の動物の死骸を火葬するための設備、当該死骸を埋葬し、若しくは当該死骸の焼骨を埋蔵するための設備又は当該死骸の焼骨を収藏するための設備を有する施設及びこれらの設備を併せ有する施設をいう。）、スポーツ・レクリエーション施設（運動場、野球場、キャンプ場その他のス

改正案（新）	現行（旧）																
<p>一ツ又はレクリエーションの用に供する施設をいう。第99条第1項第1号において同じ。) 又は自動車販売場の設置又は増設で事業の区域面積が500平方メートル以上のもの</p> <p>(7) 駐車場の設置又は増設で駐車台数が40台以上のもの</p> <p>(8) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）</u>  <u>第12条第1項の許可を受けなければならないもので事業の区域面積が500平方メートル以上のもの</u></p> <p>2から6まで 略</p>	<p>一ツ又はレクリエーションの用に供する施設をいう。第99条第1項第1号において同じ。) 又は自動車販売場の設置又は増設で事業の区域面積が500平方メートル以上のもの</p> <p>(7) 駐車場の設置又は増設で駐車台数が40台以上のもの</p>																
第53条から第114条まで 略	第53条から第114条まで 略																
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																
<table border="1"> <tr> <td>第52条第1項第1号から第3号までの、<u>又は第8号</u>のいずれかに該当する開発事業</td><td>当該開発事業の事業区域に隣接する土地</td></tr> <tr> <td>第52条第1項第4号の開発事業</td><td>当該開発事業の事業区域の境界線から当該開発事業において建築する中高層建築物の高さに相当する距離の範囲内の土地</td></tr> <tr> <td>第52条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する開発事業で事業区域の面積が3,000平方メートル未満のもの</td><td>当該開発事業の事業区域の境界線から30メートルの範囲内の土地</td></tr> <tr> <td>第52条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する開発事業で事業区域の面積が3,000平方メートル以上のもの</td><td>当該開発事業の事業区域の境界線から50メートルの範囲内の土地</td></tr> </table>	第52条第1項第1号から第3号までの、 <u>又は第8号</u> のいずれかに該当する開発事業	当該開発事業の事業区域に隣接する土地	第52条第1項第4号の開発事業	当該開発事業の事業区域の境界線から当該開発事業において建築する中高層建築物の高さに相当する距離の範囲内の土地	第52条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する開発事業で事業区域の面積が3,000平方メートル未満のもの	当該開発事業の事業区域の境界線から30メートルの範囲内の土地	第52条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する開発事業で事業区域の面積が3,000平方メートル以上のもの	当該開発事業の事業区域の境界線から50メートルの範囲内の土地	<table border="1"> <tr> <td>第52条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する開発事業</td><td>当該開発事業の事業区域に隣接する土地</td></tr> <tr> <td>第52条第1項第4号の開発事業</td><td>当該開発事業の事業区域の境界線から当該開発事業において建築する中高層建築物の高さに相当する距離の範囲内の土地</td></tr> <tr> <td>第52条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する開発事業で事業区域の面積が3,000平方メートル未満のもの</td><td>当該開発事業の事業区域の境界線から30メートルの範囲内の土地</td></tr> <tr> <td>第52条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する開発事業で事業区域の面積が3,000平方メートル以上のもの</td><td>当該開発事業の事業区域の境界線から50メートルの範囲内の土地</td></tr> </table>	第52条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する開発事業	当該開発事業の事業区域に隣接する土地	第52条第1項第4号の開発事業	当該開発事業の事業区域の境界線から当該開発事業において建築する中高層建築物の高さに相当する距離の範囲内の土地	第52条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する開発事業で事業区域の面積が3,000平方メートル未満のもの	当該開発事業の事業区域の境界線から30メートルの範囲内の土地	第52条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する開発事業で事業区域の面積が3,000平方メートル以上のもの	当該開発事業の事業区域の境界線から50メートルの範囲内の土地
第52条第1項第1号から第3号までの、 <u>又は第8号</u> のいずれかに該当する開発事業	当該開発事業の事業区域に隣接する土地																
第52条第1項第4号の開発事業	当該開発事業の事業区域の境界線から当該開発事業において建築する中高層建築物の高さに相当する距離の範囲内の土地																
第52条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する開発事業で事業区域の面積が3,000平方メートル未満のもの	当該開発事業の事業区域の境界線から30メートルの範囲内の土地																
第52条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する開発事業で事業区域の面積が3,000平方メートル以上のもの	当該開発事業の事業区域の境界線から50メートルの範囲内の土地																
第52条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する開発事業	当該開発事業の事業区域に隣接する土地																
第52条第1項第4号の開発事業	当該開発事業の事業区域の境界線から当該開発事業において建築する中高層建築物の高さに相当する距離の範囲内の土地																
第52条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する開発事業で事業区域の面積が3,000平方メートル未満のもの	当該開発事業の事業区域の境界線から30メートルの範囲内の土地																
第52条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する開発事業で事業区域の面積が3,000平方メートル以上のもの	当該開発事業の事業区域の境界線から50メートルの範囲内の土地																

改正案（新）	現行（旧）
別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）
第52条第1項第1号から第3号まで、 <u>又は第8号</u> のいずれかに該当する開発事業	当該開発事業の事業区域の境界線から20メートルの範囲内の土地
第52条第1項第4号の開発事業	当該開発事業の事業区域の境界線から当該開発事業において建築する中高層建築物の高さの2倍に相当する距離の範囲内の土地
第52条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する開発事業で事業区域の面積が3,000平方メートル未満のもの	当該開発事業の事業区域の境界線から60メートルの範囲内の土地
第52条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する開発事業で事業区域の面積が3,000平方メートル以上のもの	当該開発事業の事業区域の境界線から100メートルの範囲内の土地
	第52条第1項第3号までのいずれかに該当する開発事業
	当該開発事業の事業区域の境界線から20メートルの範囲内の土地
	第52条第1項第4号の開発事業
	当該開発事業の事業区域の境界線から当該開発事業において建築する中高層建築物の高さの2倍に相当する距離の範囲内の土地
	第52条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する開発事業で事業区域の面積が3,000平方メートル未満のもの
	当該開発事業の事業区域の境界線から60メートルの範囲内の土地
	第52条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する開発事業で事業区域の面積が3,000平方メートル以上のもの
	当該開発事業の事業区域の境界線から100メートルの範囲内の土地

別表第3 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。